

Title	〔商法四五〕株式会社の登記かい怠と代表取締役の処罰 (昭和三七年十二月二七日東京高等決定)
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.10 (1965. 10) ,p.110- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19651015-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 四五〕株式会社の登記かい意と代表取締役の処罰

昭和三十七年二月七日東京高等決定
過料決定に対する即時抗告申立事件の
下級民集一三卷一、二、三、四、五、六頁

〔判示事項〕 株式会社の登記かい意につき数名の代表取締役中の一名が処罰されたのち、重ねて同一事由をもつて他の代表取締役を処罰することの当否

〔参照条文〕 商法第四九八条

〔事実〕 訴外株式会社甲銀行の定款に定められた会社存立の期限は、昭和三十七年九月三〇日であったが、昭和二六年八月一三日に開催された当会社の株主総会では、この定めを廃止する決議をなした。そこで本店所在地ではその旨の変更登記をなしたが、本庄支店では、その支店所在地を管轄する浦和地方法務局本庄出張所に昭和二六年九月三日迄に登記すべきであったのに、この義務をかい意し、昭和三十七年五月一八日になつて漸くその登記をなした。

そこでこの支店における登記義務かい意というをもつて、甲銀行代表取締役社長Aは、既に昭和三十七年六月六日横浜地方裁判所

において五〇〇〇円の過料に処せられ、同代表取締役B及びCは不処罰、そしてその他のD及び退職役員には前橋地方裁判所において目下審理中である。

ところで抗告人Yは、昭和三十一年三月三一日同銀行の代表取締役に就任し、爾後引続き留任し、現に同行の代表取締役であるため、その責任を追及され、二五〇〇円の過料に処する旨の決定をうけた。これを不服とするYが即時抗告をなしたのが本件であり、Yはその理由として以下の如く述べている。

一、Yが代表取締役に就任したのは、登記かい意事実の発生後であるからYには責任がない。

二、当時の役員としては登記知識に暗かつたための全くの過失であることは、その後の登記事項について一件のかい意もないことに徴しても明白である。

三、登記面における会社存立の期限は昭和三七年九月三〇日であり、昭和二六年八月一三日の株主総会で存立時期の定めを廃止した際、登記かい意はあつても特に実害は生じていない。

四、同行では商業登記については、すべて代表取締役Aが直接専管している。

五、代表取締役社長Aは横浜地方裁判所で本件登記かい意事件について既に五〇〇〇〇円の過料に処せられたが、その余の件については同一事案のものとして不処罰とされ、また他の代表取締役中、Bについては浦和地方裁判所熊谷支部から、Cについては東京地方裁判所八王子支部から不処罰の通知を受け、Dについては他の退職役員の間とともに前橋地方裁判所において目下審理中である。

六、以上のように、本件は直接的には一〇年前における旧代表取締役の登記かい意であること、実害の発生はないこと、代表取締役社長Aが現職代表取締役の代表として本庄支店関係につき過料に処せられたこと、社長Aのその余の事件及び他の代表取締役については不処罰になつてゐること等から勘案し、同一事案のものとして処罰されているにも拘らず、抗告人Yに対しては、個々の事件として処罰されることは公平の観念に反する、というのである。

〔判旨〕 原決定取消

およそ本件のような同一株式会社がなすべき同一登記所に対する同一登記の申請のかい意につき、たとえずでに処罰された代表取締役と異なる代表取締役を対象とするものであるにせよ重ねてこれを処罰しなければならぬものとは考えられないから、本件について

は抗告人を不処罰とするのを相当と考える。従つて、抗告人Yを処罰した原決定は失当といわざるをえず、本件抗告は理由がある。

〔評釈〕

本件では、登記事項を未だ登記していない会社に就任した代表取締役が、この登記かい意に対し、罰則の適用を受けるかという点と、会社に数名の代表取締役があり、その中の一代表取締役が登記かい意事由で過料に処せられたのち、重ねて他の代表取締役が、同一事由について処罰されるかという二つの問題を含んでいる。

会社法上、登記かい意については三〇万円以下の過料の制裁がある（商法四九）が、この要件は、法律の定めている登記義務者で、商法四九八条一項に記載された者が、故意または過失により、法の定める一定事項につき、法の定める一定期間内に登記をなさないことである（高田源清編著、積習株、株式会社法三三〇頁参照）。よつて本件を考へるにあたり、先ず考へなければならぬのは登記義務者は誰かということであるが、登記義務者なる言葉を、登記をなさないことによつて、罰則の適用を受ける、いわゆる登記かい意について責任を負うべき者と解すれば、株式会社においては、登記義務者は代表取締役ということになる（商法八条一項）。そしてそれは、代表取締役が数名あつた場合も、その全員がこの義務を負ふことになるであらう。

ただ登記を既にかい意している会社に就任した新代表取締役が、ここにいう登記義務者であるかが問題になるが、このことについては、大阪高等裁判所昭和三七年五月二三日の抗告棄却の決定があり、次の如く述べている（下級民集一三巻五、号一〇五三頁所載）。

事案は、旧代表取締役は昭和二年一月二六日に会社の代表取締役に就任し、新代表取締役は昭和三年二月七日に就任した。同社では昭和二六年一月一二日の株主総会決議で会社の存立時期の定めを廃止したので登記事項に変更を生じたのであるが、その変更登記手続は昭和三六年四月一三日に本店所在地でなされたため、この登記手続かい意に対し、新代表取締役に過料を課した原決定の取消を求めて抗告したものである。そしてこの決定によれば「代表取締役が法定期間内にその変更登記の手続をしないまま退任したときは、右登記義務がこれにより消滅するいわれがないから、後任代表取締役は就任とともに右登記義務を履践しなければならないのである。右法条の趣旨に鑑み、本店の所在地においては、就任の日から二週間内に変更登記手続をすれば同人に関する限り登記かい意の責任はないと解するのが相当である。しかるに、右後任代表取締役もまた期間内にその登記をなすことをかい意したときは、旧代表取締役は自己のかい意の事実につき責任を負うべきは勿論である」(これに対しては、竹内昭夫氏の判例批判・ジュリス卜二四号八二頁があり、同旨のものとして大審院大正五年七月一日決定・民録三二輯一三〇二頁、東京控訴院大正一〇年一月二九日決定・評論一〇巻商法七六頁、東京控訴院昭和九年三月二〇日決定・新聞三七〇号一三二頁があり、三戸岡道夫氏もこれに賛成しておられる。ジュリス卜三一九号九〇頁、なお字説でこのような立場をとられるのは松本恭浩・日本会社法論六八七頁、伊。既)。

既に登記義務をかい意している会社に就任した代表取締役も、就任とともに登記義務を負い、就任の日から二週間内に登記手続をなせば、同人に関する登記かい意責任がないこと、本判旨を正当としよう。即ち「登記義務か意によつて生ずる罪は一種の身分罪であり、一旦責任が発生すると、その身分の得喪はその責任の消長に

影響しない」(東京控訴院大正一〇年二月)から、代表取締役が退任してもその責任は消えるものではなく、又反対に就任前に登記がなされていない会社に就任した新代表取締役もそのことだけで登記義務がないとはいえないのである。

そもそも登記をかい意した場合の罰則は「直接的に行政上の目的を侵害し、社会公益に侵害を加える(反社)ものとして設けられたのではなく、「ただ間接的に行政上の秩序に障害を及ぼす危険があるにすぎない場合(義務の)として設けられたもの(田中二郎・新行政法上)で、一種の秩序罰であるが、この登記か意の罰則は登記か意した代表取締役全員に適用されるから、登記か意の事実があれば、登記事項が登記されない間に就任した全代表取締役がその責任を負うことになるのである。

次に数名の代表取締役中一名が既に過料に処せられたことは、他の代表取締役の処罰を排除することになるかが問題になる。

前述せる如く、登記か意の責任を負うのは、会社が未登記の間に就任した全代表取締役だとすれば、数名の代表取締役中の一名が既に過料に処せられたことだけでは、他の代表取締役がその責任をまぬがれる理由とはならない。

尤もこのことは、かかる登記か意について罰則が設けられている立法趣旨からもこれを考察することが必要である。

本来会社の登記は商業登記の一種であるが、一般の商業登記はこれを怠つても公法上の制裁を課せられることはなく、登記をなさないときは、これをもつて単に善意の第三者に対抗し得ない不利益を

受けるに止まつている(二条)。しかし会社法上の登記は、登記をなすべき時期までも法定され、そのかゝる意については過料の制裁が設けられているのは、登記が一つの公示方法であることから、その実質を確保するため、いわゆる登記という作為を促すためだと説明されている(上田明信・会社の登記の意と過料に就て・民商法雑誌一八巻四九頁)。

本条の立法趣旨を以上の如く解すると、数名の代表取締役の一名が過料に処せられたことは、その理由から他の代表取締役の責任を免除することにはならない。商法上登記かゝる意に罰則を設けた趣旨が、登記という作為を促すためであるならば、登記がなされていない間は、常にこの罰則が意味をもつて来なければならぬからである。即ち登記かゝる意は持続的現象であるから、登記の実質を確保するために罰則が設けられているとすれば、登記かゝる意の現象が続く限りは、たとえ同一人であつても重ねて過料の制裁が加えられなければならない(同旨・三戸岡道夫・前掲ジュリスト九二頁。もつともこの点、事ければならない(同上は遅延して登記したとき、通つて会社の登記かゝる意が問題になるから、かかることは起し、就任前に未登記の状態にある会社に就任した新代表取締役も、就任と同時に登記をなすべき義務を負い、一定期間内になお登記をなさないときは、登記かゝる意の責任がない)とすることは出来ないからである。

登記をなすことを怠るという意味については、これに過失の存在を必要とするかどうか(過失を罰するのは特にその旨の規定ある場合に限るとして、このに反し、行政犯は必ずしも故意を要せず、過失をもつて足ると解せられる場合が多い、例えば印紙税法一四条、鉄道營業法二五條、伝染病予防法三〇條、以上柳瀬良幹・行政法教科書)は、学説が分れている。

登記をなさないことについて過失の存在を必要とするか否か

判例研究

(松本蒸治・日本会社法六八六頁、田中耕太郎・改訂会社法概論下巻六〇六頁、高田源治(編)・演習株式会社法二四頁、伊賀孝平・註解新会社法六九五頁、田中誠二・新会社法論六〇)は、商法学者の中では少くとも多数を占めているようで、判例も多くの立場を採っている(大審院・明治三九年五月二日民事一部決定、二五五民事二部決定、民録一九四二七九頁、東京控訴院・明治四〇年六月一日決定、新聞四四一號一六頁、東京控訴院、昭和四年三月八日決定、新聞四四一號一四頁)これに対し、行政罰たる過料は、刑法総則の適用がないばかりでなく、原則として苟くも客観的法規違反があればこれを科すことができ、行為者の主観的条件の有無を問題としないとする説(磯崎辰五郎・行方裁判所・昭和四年三月一七日決定、下級民集一〇巻三五五〇頁)がある。それは過料は純粹の形式犯であるから、例えば文化財保護法一〇八条の如く「……重要文化財……の管理。修理又は復旧の施行の責に任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理又は復旧に係る重要文化財……を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめ、たときは三万円以下の過料に処する。」と規定し、その行政犯が怠慢または重大な過失による場合に、これに過料を科する旨を法文上明らかにしている場合は、管理者の怠慢または重大な過失がなければ管理者に過料を科することはできないが、これは特例であり、一般的には主観的責任条件を必要としないと説明しているのである。

商法四九八条にいう過料が、登記を法定期間内になさぬ者にすべて科すというならともかく、登記かゝる意に対する過料の趣旨に、登記を促す意味があるとすれば、無過失でも過料に処すといつてみて、その趣旨は無意味になる。よつて、過料が科せられるのは結局登記すべき者に過失があつた場合になされて、初めてその意味を有することになるのであろう。

次に登記事項に変更を生じたときは、本店所在地においては二週間、支店の所在地においては三週間内に変更登記を為すことが要求されている(商法二八八条)が、変更登記のいかん意が二、三週間どころか数年に亘つているときは、その変更登記のいかん意における違反行為の個数をどのように考えるかが問題になる。

このことは、特に取締役の選任や監査役並びに代表取締役の選任による変更登記の場合の問題と関連して特に問題にされる場合が多い。

これについては昭和二五年一月二五日の株主総会で監査役を選任し、昭和二六年一月二五日の株主総会で取締役を選任、又同日その取締役会で代表取締役を選任し、以後毎年その時期に各々代表取締役、取締役、監査役を選任した上、登記は昭和三四年八月二五日にしたケースについて「代表取締役の選任により代表取締役の負担する、選任された代表取締役についての変更登記義務は、代表取締役の選任が取締役および監査役の選任と同一の日になされたとしても、取締役および監査役についての変更登記義務とは別個のものであり、そのいかん意も別個の秩序違反を構成するものと解するのが相当である。」又「取締役の再選と代表取締役の再選とが同一の日になされているとしても、二個の変更登記義務のいかん意が存する」として、計一五の事実につき、それぞれ過料を認めた仙台高等裁判所

秋田支部の昭和三七年八月二七日の決定がある(これについては、下級民衆参照)。

もつとも、商法四九八条は三〇万円以下の過料を認めているか

ら、法定期間よりどの位の期間を経過して登記がなされたかは、その過料の量定の問題といえるであろう。

以上の如く述べて来ると、会社の登記のいかん意について数名の代表取締役中の一名が処罰されたことは、他の代表取締役に同一事由をもつて重ねて処罰することを否定するものではないことになる。

よつて本件についてこれを見れば、本決定では「同一株式会社になすべき同一登記所に対する同一登記の申請のいかん意につき、たとえずでに処罰された代表取締役と異なる代表取締役を対象とするものであるにせよ重ねてこれを処罰しなければならぬものとは考えられないから……」としているのは、「登記のいかん意は罰則には該当するが裁判所の裁量により「処罰に値しない」と認めたのなら妥当であるが、一般的に、登記のいかん意について、代表取締役が一人処罰された上は、もはや他の代表取締役は処罰されないという意味なら不当である。それは、会社が登記をなすべき義務を負うこと、前述した通り代表取締役が、その登記をなすべき義務を負うこと、前述した通りであるからである。

(米津 昭子)